

「九州自然歩道 Web シェルパ事業」 広報展開業務委託仕様書

1 委託業務名

「九州自然歩道 Web シェルパ事業」 広報展開業務委託

2 目的

平成29年7月の九州北部豪雨がきっかけとなり、「森川海人プロジェクト」が始まった。山は川を通して平野の暮らしを支え、海への恩恵をもたらす源流でもあることから、森川海のつながりや管理の重要性などについて、「森川海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や行動につなげるプロジェクトである。具体的には、多くの人に森川海に親しんでもらうためのイベントの開催や、森川海を守る活動をしている人たちを応援するための取組を行っている。

この取組に加えて、佐賀県の豊かな自然を活かし、大空のもと多彩な自然体験などを楽しむスタイル「OPEN-AIR 佐賀」の一環として、九州自然歩道の認知度向上と利用者の増加、ひいては、自然環境保全への意識向上を図ることを目的に、令和3年度から Web シェルパ事業を実施してきた。佐賀県内の九州自然歩道のアクセス方法やルート上の見どころ、楽しみ方など利用方法を利用者に分かりやすく示すため、「九州自然歩道 佐賀みち」のウェブサイトを作成し、森に親しんでもらうトレッキングツアーなどを開催してきた。今回の事業では、森を守る活動を継続的に実施している「多良岳を愛する会」にスポットを当て、同会が実施する中学校登山を「九州自然歩道 佐賀みち」サイトで紹介する。

3 委託業務内容

(1) 委託事業の概要

多良岳県立自然公園に「行ってみたい」「体験してみたい」と思わせるようなウェブコンテンツを制作する。

＜委託業務の具体的内容＞

- ア ウェブコンテンツ制作
- イ モデルコース設定
- ウ ウェブサイト更新

(2) 業務内容の詳細

ア ウェブコンテンツ制作

(ア) 業務概要

- ・制作するウェブコンテンツの企画・構成を作成すること。
- ・取材及び撮影に必要なスタッフ、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一

切を行うこと。また、取材及び撮影に当たり必要となる関係者及び関係場所の許可取得及び日程調整等、取材及び撮影に必要な手続の一切を行うこと。

- ・業務への貢献度に応じて、取材先に対して適正な取材料を支払うこと。
- ・本業務に使用する写真又は動画は、新たに撮影するものとし、既存の写真又は動画等を使用する場合には、権利関係の調整は原則として受託者が行うこと。

(イ) コンテンツの構成

- ・「多良岳を愛する会」のガイド（太良町立中学校の登山）の様子や多良岳県立自然公園の豊かな自然環境の紹介に加えて、地域の歴史や文化、温泉やグルメ等の地域資源の情報や魅力等を最大限に伝えるウェブコンテンツを1つ以上制作し、「九州自然歩道 佐賀みち」のウェブサイトに掲載すること。

(ウ) コンテンツの仕様

- ・主なターゲットは、登山や山歩きに興味がある人とする。
- ・主に紹介するエリアは、比較的登山や山歩き初心者の方でも行きやすいような場所とする。
- ・コンテンツの内容は、「多良岳を愛する会」のガイド（太良町立中学校の登山）の様子や多良岳県立自然公園の豊かな自然環境の紹介」を主とし、「地域の歴史や文化、温泉やグルメ等の地域資源」に偏りすぎないものとする。
- ・ガイドの様子が可能な限りリアルに伝わるよう工夫すること。

イ モデルコース設定

(ア) モデルコースの要件

- a 多良岳県立自然公園利用者に向け魅力的なコースであること。
- b コースは年齢・体力等を勘案の上でレベル設定を行い、利用を促すコンテンツ（景勝地、体験、癒し等）を組み込んだものとし、行程は日帰りを基本とする。
※2コース以上を設定する。
※季節毎にコンテンツを変えた場合は、1コースとみなす。
- c 可能な限り、気象変化があった場合にも安全に利用できるコースを設定する。
- d 公共交通機関からのアクセスや交通安全を考慮したコースを設定する。

(イ) ガイドマップの作成

- a (ア) で作成したモデルコースについて、手軽に利用できる手持ち用のガイドマップを作成するものとし、全体の企画、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集校正等、マップ作成に必要な全ての作業を行う。
- b 作成したガイドマップを紹介するウェブページを制作し、「九州自然歩道 佐賀みち」のウェブサイトに掲載すること。
- c カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

- d 日本語で作成するものとする。
- e ウェブ上からプリントアウトすることを前提とした大きさやデザインとする。

ウ ウェブサイト更新

- (ア)「九州自然歩道 佐賀みち」のウェブサイトの更新に当たっては、ターゲットとなる層を意識し、知りたい情報を的確に伝えることができる魅力的なウェブサイトとなるようにする。
- (イ) 既存のウェブページ「佐賀あるきの魅力」に多良岳エリアの季節の草花の情報を追加する。
- (エ) その他、目的を達成するために効果的な手段があれば、県と協議の上、本事業内で情報収集とウェブサイトのページ追加を行う。
- (オ) 業務の実施に当たっては、佐賀県がウェブサイト「九州自然歩道 佐賀みち」の保守管理等を委託している事業者と事前に調整を行うこと。

4 事業実績の報告

- ・ 広報実績、記録写真、その他特記事項等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに紙と電子媒体で提出すること。
- ・ 報告に当たっては、成果物として広報の掲載状況を添付すること。
- ・ その他、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。

5 委託契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日まで

6 その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は、直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは、原則として認めない。ただし、県がウェブサイト「九州自然歩道 佐賀みち」の保守管理等を委託している事業者に対し、受託者がウェブサイトの更新に必要な業務を再委託する場合及び業務の一部について書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。
また、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。
なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (5) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うこと。
- (6) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章

等一切の成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。

- (7) 本業務の遂行に当たっては、別添「九州自然歩道 Web シェルパ事業」ロゴ使用規程を遵守すること。